

（参考）居宅介護支援/介護予防支援変更届への標準添付書類一覧

項目	変更届への標準添付書類	留意事項	居宅介護支援/介護予防支援
事業所の名称	・付表 居宅：第二号（十一）、予防：第二号（十二） ・運営規程	・事業所名が定款等で定められている場合、定款等変更手続きが必要 ・別の所在地にある事業所と同一名称の使用は不可 ・事業所番号は同一所在地・同一名の事業所に対して1つの事業所番号を付与。下記の場合は事業所番号が変更となる。 ①同一所在地で複数の介護保険事業を同一名称で運営していたが、一部の事業所名称を変更する場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一する場合 事業所番号が変更になる場合は、必ず事前に相談すること。	○
事業所の所在地（移転）	・付表 居宅：第二号（十一）、予防：第二号（十二） ・運営規程 ・平面図（標準様式3） ・設備等一覧表（標準様式4）	・事業所所在地が定款等で定められている場合、定款等変更手続きが必要 ・他市町村への移転は、廃止・新規の手続きが必要 ・移転先に同一法人が運営する他の指定事業所がある場合、当該指定事業所の専用区画等の変更が必要になる場合がある。	○
法人（申請者）の名称及び主たる事務所の所在地	・登記事項証明書 ・誓約書	・吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新たに指定申請が必要となるため、変更届での処理は不可 運営法人が変更となる場合は、指定申請のスケジュールを確認の上、必ず事前に相談すること。	○
法人（申請者）代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○
法人（申請者）の登記事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る）	・登記事項証明書又は条例等		○
事業所の平面図	・平面図（標準様式3）		○
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・付表 居宅：第二号（十一）、予防：第二号（十二） ・管理者の経歴（標準様式2） ・（必要に応じて）資格証の写し	・管理者が「常勤」かつ主任介護支援専門員であること。 ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1））の添付でも可とする。）	○
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員	・付表 居宅：第二号（十一）、予防：第二号（十二） ・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ・（必要に応じて）資格証の写し		○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程		
事業所の種別等	—		—
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・付表 居宅：第二号（十一）、予防：第二号（十二） ・介護支援専門員一覧（標準様式7） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可	○